

長岡市まちなか分煙化事業補助金の手引き

○目次

第1章 長岡市分煙施設設置費用等助成事業の概要	2
1 事業の目的.....	2
2 補助のあらまし	2
3 対象区域	4
第2章 助成対象となる分煙施設の要件	6
1 分煙施設の構造等	6
1.1 屋内分煙施設（建物内に設置した分煙施設）	6
1.2 屋内分煙施設の設置場所等	6
2 屋外分煙施設.....	7
2.1 コンテナ型 壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物	7
2.2 パーティション型 壁で囲まれ、かつ上方が開放された構造物	7
2.3 屋外分煙施設の設置場所等	7
3 分煙施設すべてに共通する事項.....	8
4 積雪期の安全・運用に関する要件	8
5 助成対象経費について	9
6 施設の利用・運用（管理者向け）	11
7 その他の条件.....	12
第3章 設置費用助成の手続き	12
1 事前相談	13
2 エントリー申請	13
3 助成対象の通知	13
○助成対象優先順位付け基準.....	13
4 交付申請.....	14
5 交付決定の通知.....	15
6 分煙施設の設置.....	15
7 工事完了検査の受検.....	15
8 実績報告	15
9 助成金確定の通知	16
10 助成金の請求	16
11 助成金の交付	16
12 施設状況等調査（次年度以降の手続き）	16
○たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例	17
たばこ煙の流出防止措置の効果の確認のための測定結果 記録用紙（例）	19

長岡市中心市街地整備室

第1章 長岡市分煙施設設置費用等助成事業の概要

1 事業の目的

本市の中心市街地において市民等が利用可能かつ適切な分煙環境が確保された分煙施設を新たに設置する建築物の所有者等に対し、その費用の一部を市が助成することにより、路上喫煙及び吸い殻の散乱を防止し、市民等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって望まない受動喫煙のない安全で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

2 補助のあらまし

内容	分煙施設の設置に係る費用
対象者	長岡市内の土地または建物を所有もしくは使用する者 (国、独立行政法人、地方公共団体を除く。)
対象施設	本市が定める施設構造等の要件を満たした誰もが利用可能な分煙施設（パーティション型、コンテナ型及び屋外分煙施設）
対象経費	分煙施設設置工事等に係る経費 付属物の購入費、備品の購入費等経費 その他設計費等必要経費
対象区域	中心市街地活性化区域内
補助率	100%（補助金の上限額は500万円）
補助期間	施設設置年度のみ

分煙施設の設置要件

【屋内・屋外分煙施設の共通】

- ①分煙施設の設置場所が対象区域内にあること。
- ②健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号に定める第一種施設に該当しないこと。
学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（第1項第4号を除く）及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではないこと。

【第2条に規定する風俗営業】

区分	内容（要約）	典型的な業態例
第1号営業	設備を設けて客に接待をして遊興または飲食をさせる営業	キャバレー、クラブ、ホステス接待のある飲食店
第2号営業（低照度飲食店）	照度 10 ルクス以下で営む喫茶店・バー等	暗いバー、ムードバー、低照度カフェ
第3号営業（区画席飲食店）	見通し困難で 5 m ² 以下の客席を設けて営む飲食店	小型完全個室の居酒屋、狭い個室の飲食店
第4号営業	麻雀など射幸心をそそる遊技をさせる営業	麻雀店、パチンコ店、パチスロ店
第5号営業	射幸心をそそる遊技設備を備え、本来用途外の用途で遊技をさせる営業	メダルゲーム店、ゲームセンターの一部

- ④ 分煙施設（同一建築物内又は同一敷地内において、複数の分煙施設の設置に係る申請を同時に行う場合にあっては、いずれか1つの分煙施設）は、灰皿等を設置した後車椅子が転回することができる広さがあり、かつ、その床面積が3.00平方メートル以上であること。
- ⑤概ね1日8時間以上、週5日以上、分煙施設を運営すること。
- ⑥当該施設の閉館時間等により立ち入ることのできない場合を除き、誰もが利用できる場所であること。
- ⑦無料で利用できること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- ⑧分煙施設の出入口に、当該場所が喫煙可能場所であり、20歳未満の者は立ち入りができない旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。
- ⑨分煙施設の名称、所在地及び利用可能時間について広く一般に周知することができる状態にあること。
- ⑩市長が特に必要と認める場合を除き、助成金の交付を受けた分煙施設の供用を開始した日から起算して、3年間は当該分煙施設を継続して運営すること。
- ⑪健康増進法の一部を改正する法律、建築基準法、消防法その他関係法令等で規定する基準を満たしたものであること。
- ⑫ユニバーサルデザインを取り入れた施設であること。
- ⑬公序良俗に反しないこと。
- ⑭分煙施設の設置について、あらかじめ近隣の商店会等に周知すること。

中心市街地活性化区域

4

(2) 境界

○東側：上越新幹線、福島江用水、市道東幹線 20 号線、市道 10 号線、市道 20 号線、市道 73 号線

○西側：市道東幹線 3 号線、市道 410 号線、市道 415 号線、市道 469 号線、市道 486 号線、柿川

○南側：柿川

○北側：市道東幹線 44 号線、市道 387 号線

(3) 住所

○長岡駅大手口

全部	大手通	1、2 丁目
全部	城内町	1、2、3 丁目
全部	殿町	1、2、3 丁目
全部	旭町	1、2 丁目
全部	東坂之上町	1、2、3 丁目
全部	坂之上町	1、2、3 丁目
全部	袋町	1、2 丁目
全部	関東町	
全部	表町	1、2、3、4 丁目
全部	本町	1、2、3 丁目
一部	呉服町	1 丁目、2 丁目（1、2 番地）
一部	柳原町	（1、2、3、4 番地）
一部	長町	1 丁目（1、2、1671～1675 番地）

○長岡駅東口

全部	台町	1、2 丁目
一部	福住	1 丁目（1～3 番）
一部	今朝白	1 丁目（8～10 番）

第2章 助成対象となる分煙施設の要件

- ・施設の設置位置や施設の構造等について、本市と事前調整をしてください。

1 分煙施設の構造等

1.1 屋内分煙施設（建物内に設置した分煙施設）

- (1)壁、天井等によって区画されていること。
- (2)喫煙エリアの面積は喫煙者1名あたり1.2㎡程度を目安とすること。
- (3)出入口に扉が設けられていること。
- (4)出入口において施設外から施設内に流入する空気の気流が毎秒0.2m以上であること。
- (5)施設周囲での望まない受動喫煙の防止のため、たばこの煙が拡散する前に、HEPA フィルターを用いた空気清浄機等により、できる限り煙を吸引・浄化すること。ただし、排気場所について、周辺の人の往来、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響がない場合は、煙を浄化せずに排気することができる。
- (6)屋外に通じる排気設備が備えられていること。
- (7)給排気設備は適正な能力を有するものとし、施設内の給気及び排気を適正に処理すること。
- (8)排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域、隣接の居住施設や他の建物の開口部に流入しないよう配慮すること。

1.2 屋内分煙施設の設置場所等

- (1)道路に面した屋内分煙施設
 - ・施設は道路等から直接出入りができる1階が望まれます。
 - ・分煙施設であることがわかる標識を掲示してください。
- (2)1階にない屋内分煙施設や、道路等から直接出入りできない屋内分煙施設
 - ・建物1階以外の場合や建物内部であって道路等から直接出入りできない場合であっても、建物入口にルート案内等を表示することにより、分煙施設を設置することが可能です。
 - ・道路から見えるところに分煙施設の表示が必要です。

2 屋外分煙施設

2.1 コンテナ型 壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物

- (1)屋内分煙施設の(1)から(8)の要件と同じ。
- (2)給気口は、排気口の反対側に設置すること。
- (3)排気口が天井近くの高い位置にあること。

2.2 パーティション型 壁で囲まれ、かつ上方が開放された構造物

- (1)出入口に煙の流出防止のためのクランクを設けること。
- (2)屋外分煙施設の出入口から喫煙エリアへは必ず1回以上クランクを設けてください。(2回以上が望ましい)
- (3)クランク部の内壁は出入口側の外壁と十分に重なるよう設置してください。
- (4)壁の高さが一定程度(2~3m程度)あること。
- (5)四方の壁の下部に10~20cm程度の給気用の隙間を設けること。ただし、周辺の人の往来、隣接の居住施設や他の建物の状況により10cm以下とすることができ。
- (6)喫煙エリアの面積は喫煙者1名あたり1.2㎡程度を目安とすること。
- (7)喫煙エリアと非喫煙エリアが利用者からわかるよう色分けなど明示してください。
- (8)屋根を設置する場合、覆いは半分程度とすること。
- (9)施設に屋根を設置する場合は施設上方の一部とし、原則4方向に開口部を設ける。
- (10)屋根は勾配をつけるとともに、主たる開口部は人通りの少ない場所に向けること。
- (11)施設を設置する場所が軒下など上部に煙が滞留しやすい場合は、換気扇等排気設備を設置すること。

2.3 屋外分煙施設の設置場所等

- ・店舗等の利用者や通行人から分かりやすい場所で、非喫煙者の動線からは離れた場所に設置して下さい。
- ・マンション等の近い場所に設置すると、住民等に望まない受動喫煙が生じるおそれがあります。
- ・施設設置場所の前面道路が通学路の場合や隣接する建物が病院・学校・児童福祉施設等の場合は、設置位置等について特に注意してください。
- ・敷地の奥まった場所や建物裏側など道路等から直接出入りできない場合は、道路等からわかりやすい場所に、分煙施設までのルート案内等を表示すれば、分煙施設の設置は可能です。

3 分煙施設すべてに共通する事項

(1)関連法令等の遵守

- ・健康増進法、建築基準法、消防法等関連法令を遵守すること。

(2)防犯対策

- ・施設の壁や扉の一部は防犯上の観点から、施設内部が見える箇所を設けてください。

(3)施設はバリアフリーに配慮

- ・新潟県福祉のまちづくり条例を考慮すること。
- ・出入口と通路の幅員は車いすの通行を考慮し、90cm 以上が望ましい。
- ・出入口には段差をなくし、勾配 1/20 以下の斜路が望ましい。
- ・出入口のクランク部の内壁と外壁の重なりは、車椅子の通行や煙の流出防止のため、施設幅の 3 分の 1 以上となることが望ましい。

4 積雪期の安全・運用に関する要件

積雪地域の特性を踏まえ、冬期間においても安全かつ適切に利用できるよう、次の要件を満たすこと。

(1)耐雪性能

- ・屋外分煙施設（コンテナ型・パーティション型）については、想定される積雪荷重に耐えうる構造とすること。
- ・屋根を設置する場合は、積雪時の荷重及び落雪に配慮した構造（勾配屋根、耐雪仕様等）とすること。
- ・落雪による通行者への危険を防ぐため、必要に応じて落雪防止対策（雪止め、配置配慮等）を講じること。

(2)除雪及び動線確保

- ・出入口、周辺通路及び避難経路について、冬期間においても利用可能なよう除雪を行うこと。
- ・除雪した雪の堆積により、出入口や給排気設備を塞がないよう配慮すること。
- ・雪処理スペースを確保するなど、周辺環境への影響に配慮すること。

(3)冬期の利用確保

- ・冬期間においても利用可能な運用を原則とすること。

(4)パーティション型の取扱い

- ・冬期使用する場合は、以下の措置を講じることが望ましい。
 - 防風対策（囲いの強化、風向配慮）
 - 床面の滑り防止対策（融雪マット、滑り止め舗装等）
 - 必要に応じた簡易的な屋根・庇の設置

(5) 設備保全

- ・換気設備、排気口、給気口等について、積雪や凍結により機能が損なわれないよう維持管理を行うこと。
- ・積雪により排気が妨げられ、受動喫煙防止機能が低下しないよう定期的に確認すること。

5 助成対象経費について

(1) 屋内分煙施設の助成対象

- ・助成対象となるのは、施設の設置等に係る経費のうち、要綱で定める要件を満たすために真に必要な範囲に限られます。
- ・下記に示したものであっても、機械一面であるなど、受動喫煙防止対策に資するものではないものと判断される場合は、助成対象となりません。
- ・厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金の手引き」を参考としてください。
- ・なお、屋外に設置するコンテナ型も同様に扱います。

(2) 認められるもの

- ・電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費（分煙施設の場合は直接寄与する部分・設計監理料金を含む）、管理費
- ・喫煙区域と非喫煙区域を隔てるためのパーティション、ドア、エアカーテン
- ・換気装置、空気清浄装置、人感センサー、エアコン
- ・受動喫煙対策のための分煙機
- ・ガラリ、給気扇、差圧式吸気口
- ・照明機器
- ・消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置
- ・灰皿、出入口に取り付けるのれん（備品は分煙施設等に据え付けて使用する物に限ります。）

(3) 認められないもの

- ・デザイン料（分煙施設の外観や内装など、受動喫煙防止の用に直接寄与しない部分）
- ・助成金の申請書作成や見積書作成のための費用（事前調査費用含む。）
- ・申請の代行のための費用（例：社会保険労務士への報酬）
- ・喫煙区域内を区切るためのパーティション、ドア、エアカーテン（受動喫煙の防止効果に寄与するものは助成対象となりうる。）
- ・消耗品（機械装置等の購入時に付属している物は助成対象となります。）
- ・映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚
- ・机、椅子（固定式も助成対象外）

- ・分煙施設の出入口前に設ける部屋（いわゆる前室）に係る費用

(4)特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められるもの

- ・建物の増設費用（施設等の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。）
- ・施設の設置場所から外気に接する場所まで長いダクトを必要とする場合

(5)屋外分煙施設（パーティション型、コンテナ型）の助成対象

- ・本体工事費に加え、それ以外の必要な付帯工事についてその工事費を助成対象とします。
- ・付帯工事費は、総費用の20～25%ほどが一般的といわれており、原則としてその範囲内を目安に、バリアフリーのためのスロープ設置工事など必要な付帯工事費が助成対象と認められます。
- ・主な付帯工事は次のとおりです。
- ・造成・整地工事：土地を整地したり、高低差のある場所にスロープを設置する工事
- ・屋外電気工事：敷地の外から敷地まで電気配線を引き込む工事
- ・外構工事：出入りのために行うフェンス等の撤去工事

6 施設の利用・運用（管理者向け）

項目	内容
20 歳未満の者は立入禁止	子どもを連れての立入は禁止です。子どもが入らないよう工夫をお願いします。
一般開放かつ無料利用	喫煙者は誰でも利用できるようにしてください。 利用者から使用料等を徴収してはいけません。
定員	3 名以上が利用できる施設規模としてください。
運用時間等	概ね 5 日以上かつ 40 時間以上運用してください。
運用期間	供用開始から最低 3 年間は運用してください。 3 年以内に施設を廃止する場合は、助成金の一部を返還していただく場合があります。
空気清浄機の設置	屋内分煙施設及びコンテナ内では、空気清浄機を設置し、たばこの煙をできる限り吸引・浄化して屋外へ排出するようにしてください。 ただし、廃棄場所について、周辺の人の往来、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響がない場合は、煙を浄化せずに排気することができます。
適切な管理	喫煙状況等に応じて空気清浄機等のメンテナンスを実施すること。 定期的に清掃を行うなど清潔な環境を保つようにしてください。 また、清掃中は清掃者の望まない受動喫煙防止のため使用できないようにしてください。
分煙施設の表示	だれもが利用できる喫煙場所であること及び 20 歳未満の者が立入禁止であることを表示し、外国人を含め、その内容が理解できるものとするよう十分留意してください。
利用案内の掲示	施設の外側に利用案内を掲示してください。
灰皿の設置	分煙施設設置後は、店舗等の周囲の歩道に面する場所や一般の人が多く通行する近くの場所には灰皿を置かないでください。
公序良俗に反しない運用	店舗の利用案内等の貼付は可能ですが、公序良俗に反するような行為はしないようにしてください。
苦情等への対応	利用者が利用方法を守らない場合や分煙施設に対する苦情等について、責任を持って対応していただくようお願いします。 利用案内に施設の連絡先を記載してください。

7 その他の条件

項目	内容
事業者名等公表への同意	長岡市公式ウェブサイトに分煙施設マップ等を掲載します。
受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等への協力	受動喫煙対策、喫煙リスク、禁煙メリット、禁煙支援等について、利用者にポスターの掲示等により情報提供をお願いします。
地元への周知	分煙施設の設置・運用について、事前に設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めてください。
交付決定後の計画変更等	施設計画や運用計画等を変更する場合、分煙施設を廃止する場合や運用を休止する場合等においては、市長の承認を受けてください。

第3章 設置費用助成の手続き

○手続きの流れ

1 事前相談	
2 エントリー申請	第1期：令和8年6月1日(月)～6月26日(金) 第2期：令和8年6月29日(月)～8月31日(火) ※第3期以降は順次ホームページにて公開 ※予算額に達した時点で受付を終了
3 補助対象の通知	優先順位の決定
4 交付申請	提出書類の審査
5 交付決定の通知	通知後、債権者登録
6 分煙施設の設置	交付決定日以後に工事契約、工事開始
7 工事完了検査の受検	標識の掲示等、検査合格後に供用開始
8 実績報告	工事完了検査後に提出 令和8年12月25日提出期限
9 施設状況等の調査	次年度以降の手続き

○書類等提出先

- ・長岡市中心市街地整備室
- ・提出書類をPDF ファイルで添付して、メール又は直接窓口へ提出
- ・メールアドレス：shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp

1 事前相談

- ・提出書類 ☐事前相談書【第1号様式】
- ・相談内容 施設設置場所や構造等について相互確認し、現地調査を行う。

2 エントリー申請

- ・提出書類 ☐エントリー票【第2号様式】

3 助成対象の通知

- ・エントリー申請があった方について書類内容等を審査した上で、下記に定める項目により順位を決定し、順位の高い方から助成対象及び補欠を定め、それぞれ通知します。なお、今年度は2者を助成対象とする予定です。

○助成対象優先順位付け基準

項目	条件	配点
長岡駅からの距離 ※起点は下記のとおり	100m未満	50
	100m以上 200m未満	30
	200m以上 300m 未満	15
	300m以上	0
施設設置場所	道路等公共の場所と同一階層にある屋外分煙施設又は道路等公共の場所から直接出入できる屋内分煙施設	30
	道路等公共の場所から直接出入できず、道路等公共の場所と同一階層にある屋内分煙施設	20
	道路等公共の場所から直接出入できず、道路等公共の場所から1階層上または1階層下にある分煙施設	10
	道路等公共の場所から直接出入できず、道路等公共の場所から2階層以上または2階層以上にある分煙施設	0
収容人数	20人以上	20
	10人以上 19人以下	10
	5人以上 9人以下	5
	4人以下	0

※長岡駅から施設設置場所までの距離の起点は2点（いずれか近い地点を採用）

- ・長岡駅大手口は、正三尺玉・二尺玉打揚筒
- ・長岡駅東口は、タクシーのりば

4 交付申請

- ・交付申請の前に、施設の構造及び設置位置について本市と事前調整をお願いします。

○提出書類

- ☐ 施設設置費用補助金交付申請書【第1号様式】
- ☐ 施設設置計画書【第2号様式】
- ☐ 分煙施設を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証明する書類（登記事項証明書、賃貸借契約書等の写し）
 - ※交付申請書を受け付けた日前6か月以内のもの
- ☐ 分煙施設を設置する場所の周辺の地図（隣地建物、前面道路等を含む地図）
- ☐ 分煙施設の図面（配置図、平面図及び立面図）
- ☐ 分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真
- ☐ 分煙施設の設置に係る見積書（2者）の写し（工事、備品等）
- ☐ 材質等仕様、吸排気設備等の仕様、排気先の場所、消防設備等の位置等を確認できる資料、出入口の気流の測定結果（コンテナ型及び屋内分煙施設）
- ☐ 建築確認済証、建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類（建築確認が必要な施設の場合）
- ☐ 国・県等の機関から助成金等の交付を受ける場合は、その内容及び内訳が分かる書類
- ☐ 誓約書【第3号様式】
- ☐ 納税証明書（前年の国税、県税、市税）

○注意事項

- ・見積書の宛名は、必ず「助成金を申請した事業者等の名称」にしてください。
- ・2者からの見積が必要です。
- ・見積書は、電気工事など一式ではなく、工事費、設備費、機械設備費等について、内容、性能・型番、数量、単価などが記載されていること。
- ・また、2者とも同様に内訳が記載されていること。
- ・交付決定前に着手した契約・工事の経費は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

5 交付決定の通知

○留意事項

- ・ 交付決定の通知は、提出書類の内容等について審査するため、交付申請書の提出から 2 週間程度かかります。なお、受動喫煙対策のために必要な修正等について指摘する場合があります。
- ・ 交付決定通知後、できるだけ速やかに、債権者登録をしてください。補助金の支払い時に必要です。

6 分煙施設の設置

- ・ 補助金交付の条件を遵守のうえ、交付決定通知を受けた後に、契約や工事を行ってください。

7 工事完了検査の受検

- ・ 事業者は、設置工事終了後、速やかに市に報告し、施設の工事完了検査を受けてください。
- ・ 屋内及びコンテナ型の施設については、工事完了検査時に出入り口における気流の測定結果を提出してください。
- ・ 出入口の気流 0.2m/秒の基準を満たさない場合は、工事のやり直しとなります。

8 実績報告

○提出書類

- ☐ 施設設置実績報告書（第 6 号様式）
- ☐ 分煙施設の図面
- ☐ 分煙施設の全景及び主要な部分の写真
- ☐ 出入口の気流の測定結果（コンテナ型、屋内分煙施設）
- ☐ 施工業者からの請求書及び請求内訳書の写し
- ☐ 施工業者からの領収書の写し等

○提出時期

- ・ 市の工事完了検査後に提出

○注意事項

- ・ 施工業者からの請求書及び領収書の宛名は、必ず「助成金を申請した事業者

等の名称」にしてください。

- ・施工業者からの請求書には、具体的な内訳（品名、単価、個数等）を記載してください。

9 助成金確定の通知

- ・実績報告書の提出後、2 週間程度で助成金の額を確定し通知します。

10 助成金の請求

- ・施設設置費用補助金請求書（第 8 号様式）を提出してください。

11 助成金の交付

- ・請求いただいた後、2 週間程度で振り込み予定です。

12 施設状況等調査（次年度以降の手続き）

- ・施設の設置状況等について、年 1 回現地調査を実施します。
- ・施設の代表者、分煙施設の区分等を変更する場合、施設設置状況等報告書（第 16 号様式）を提出してください。

○たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

- ・喫煙専用室等を設置した上で、室内の煙を適切に屋外等に排外する装置（以下「屋外排気装置」という。）を稼働している場合で、たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。
- ・なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙対策についても十分留意すること。

1 喫煙専用室等に共通する事項

(1) 測定頻度

- ・受動喫煙対策を変更した場合（新規で構築する場合を含む。）速やかに測定を実施すること。
- ・喫煙専用室等の効果を検証するため、調整による気流の変更や空気供給設備の稼働状況を確認して、概ね3カ月に1回以上は、定期的に測定し記録を取る等の対応を実施すること。
- ・なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合は、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。
- ・その他、従業員や施設の利用者から要望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定方法

- ・喫煙可能区域（喫煙専用室等）内に向かう気流
 - ・JIS T 8202 に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。また、風速計のプロープには指向性があるため、測定時はプロープの向きに留意すること。

(3) 記録

- ・測定結果は別添参考の記録用紙を参考とし記録すること。記録は、3年間保存することが望ましい。

2 喫煙専用室等における効果の確認方法

(1) 喫煙専用室等に向かう気流

- ・喫煙専用室等の非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。
 - ・喫煙専用室等の室内に向かう気流：全ての測定点で、0.2m/s 以上

(2) 測定方法

・測定点（場所）

- ・喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。
- ・のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

・測定条件

- ・喫煙専用室等の室内に向かう気流の測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。
- ・まず、測定前にスモークテスター等煙香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。
- ・なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

(別添参考)

たばこ煙の流出防止措置の効果の確認のための測定結果 記録用紙 (例)

1. 測定の実施日等

(1) 施設の名称

(2) 測定の実施日時

(3) 測定場所

・床面積 (m^2)、天井までの高さ (m)

・許容人数 (定員) (人)

(4) 測定時間 : ~ :

(5) 測定実施者 (所属) (氏名)

(6) 測定の目的

・措置の変更 (新規含む。) 時の測定 (前・後)

・措置の効果の確認のための定期的な測定

・その他 ()

2. 測定時の状況等

(1) 喫煙の状況

(測定時の喫煙人数: 最高 人、平均 人)

(測定時間中の喫煙本数: 本)

(2) 気温、湿度 気温: $^{\circ}\text{C}$ 、湿度: %

(3) 測定点の高さ 気流 (上: cm 、中: cm 、下: cm)

(4) 測定機器 メーカー名: 機種・型番:

(5) 機器の稼働状況

<屋外排気装置>

・稼働状況 (24 時間連続運転、 : ~ : まで運転)

・処理風量 (m^3/min × 台)

・前回の保守管理の実施日: 年 月 日

<空気清浄装置>

・稼働状況 (24 時間連続運転、 : ~ : まで運転)

・処理風量 (m^3/min × 台)

・前回の保守管理の実施日: 年 月 日

3. 測定場所の概略図（主要な設備、測定機器の配置）

※ 図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、室の開閉状況を記載し、屋外排気装置による室外への流れを矢印で示すこと。

※ 屋外排気扇は交互運転指定を使用している場合は、当該装置の稼働方向を明示すること。

4. 測定結果

（1）喫煙専用室等（喫煙可能区域）と非喫煙区域の境界における気流

測定点	1回目	：	～	：	2回目	：	～	：	3回目	：	～	：
上部	風速・風向：		m/s		風速・風向：		m/s		風速・風向：		m/s	
中央部	風速・風向：		m/s		風速・風向：		m/s		風速・風向：		m/s	
下部	風速・風向：		m/s		風速・風向：		m/s		風速・風向：		m/s	